

日連 2 3 第 9 0 4 号
(業 2 第 1 4 7 号)
平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室
室長 駒形 健一 殿

日本税理士会連合会
会長 池田 隼 啓

公益社団法人及び公益財団法人への移行期間の延長方について(要望)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会及び税理士会の事業活動に格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本会は、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務等を行うことを目的に、税理士法に基づき設立された法人で、現在、約 72,000 人の税理士が全国津々浦々で活躍しております。

ところで、税理士の顧客には、株式会社等の営利法人はもとより、特例民法法人(旧民法第 3 4 条の規定に基づき設立許可を受けた社団法人及び財団法人)も数多く有しております。

このため、本会及び税理士会においては、新公益法人制度施行に伴う 5 年間の移行期間内において速やかに移行手続を行うことができるよう、会員に対し、移行認定手続に関する研修等を実施しているところですが、東日本大震災の影響により、特に、被災地域における特例民法法人にあっては、公益社団法人又は公益財団法人への移行申請手続を円滑に行うことが困難な状況にあります。

つきましては、被災地域における新公益法人制度の利用を促進する観点からも、移行期限である平成 2 5 年 1 1 月末日を 5 年程度延長くださるよう要望いたします。

【参考】太平洋沿岸の主な被災県における特例民法法人数(行政庁：各県、平成 22 年 12 月 1 日時点)

青森県：322 法人、岩手県：304 法人、宮城県：311 法人、福島県：347 法人、茨城県：331 法人、千葉県：432 法人